

浜田市〔施設名：サン・ビレッジ浜田〕指定管理者の募集に関する質問内容及び回答

8月16日現在

No.	質問内容	回 答
1	指定管理料の提案上限額が令和4年度から段階的に1割以上減っている理由は何ですか。	新型コロナウイルス感染症により、令和2年度の利用料収入が大幅に減少しましたが、感染状況が徐々に終息に向かうと想定し、利用料収入も徐々に増加することを見込んで指定管理料を減額しています。
2	令和元年度及び令和2年度の委託料の内訳を、資料7の項目に照らしてそれぞれ示してください。	別添の資料1をご参照ください。
3	委託料のうち、スポーツ広場管理業務等を関係競技団体に委託していると思う。スポーツ広場について利用料金がある水準を上回る場合、その金額の一部を報酬的に支払っている事実がある場合、文化スポーツ課、行財政改革推進課、指定管理者選定委員はこの件について契約内容を把握しているのか。	指定管理者と一般社団法人島根県サッカー協会との委託契約に基づき、委託料として支払われています。 これについて、文化スポーツ課及び行財政改革推進課では把握していますが、各指定管理者選定委員については、現段階では把握されていません。
4	現在の指定管理者とその前の指定管理者について、提案した年度ごとの指定管理料と市が実際に支払った指定管理料(実績)をそれぞれお示してください。	別添の資料2をご参照ください。
5	委託料のうち、スポーツ広場管理業務等を関係競技団体に委託していると思う。スポーツ広場について利用料金がある水準を上回る場合、その金額の一部を報酬的に支払っている事実があるのか、また、ある場合、どのような契約内容なのか示してください。	委託契約では、年間委託料として250万円を支払うほか、スポーツ広場利用料収入が70万円を上回った場合、上回った額の50%を年度末に委託料の一部として支払うこととしています。
6	委託料のうち、スポーツ広場管理業務等を関係競技団体に委託していると思う。スポーツ広場について利用料金がある水準を上回る場合、その金額の一部を報酬的に支払っている事実がある場合、文化スポーツ課、行財政改革推進課、指定管理者選定委員はこの件について契約内容を把握しているのか。その分指定管理料を圧縮すべきだが、浜田市は現在の契約内容を踏襲することを指定管理者に求めるのか。	契約内容について、文化スポーツ課及び行財政改革推進課では把握していますが、各指定管理者選定委員については、現段階で把握されていません。 今回の指定管理者の公募に係る指定管理料の積算については、現行の委託契約を基に積算していますが、JFAスポーツマネージャー等の有資格者を配置されるのであれば、必ずしも現行の契約内容を踏襲しなければならないものではありません。
7	5年間の収支想定があるが、収入のうち、各年度の利用料金収入の内訳(スケート、スポーツ広場、フットサル、ミーティング、他)を示してください。	別添の資料3をご参照ください。

<p>8 令和6年、7年、8年もスケート講師、交通費、謝金が計上されている。一方、浜田市スポーツ施設再配置整備計画では急激な利用者の増加がなければスケート場は屋根付き広場へ用途変更となっており、屋根付き広場に変更した場合、収入も支出も大きく変わるため収支想定を並行して示さなければならない。収支想定や業務内容について、スケート場のみを示すということは、冷凍機を更新し、条例通りの期間スケート場を運営することを前提としての募集としか受け取れないが、その認識でよいか。指定管理期間中に屋根付き広場へ変更する可能性があるならば、そのこと(浜田市スポーツ施設再配置・整備計画上の用途変更)についての説明無く募集するというのは不備であり、あり得ない。どういう理由で屋根付き広場に改修の場合に触れていないのか、回答ください。</p>	<p>指定管理期間中の用途変更の可能性については、募集要項1ページに記載しております。</p> <p>用途変更とした場合の収支想定については、現時点では確定していないため、現状のスケート場の収支実績を基に公募としています。</p> <p>なお、用途変更に伴うリスク・責任分担については、募集要項5ページのリスク分担表の「業務内容の変更」において示しており、市の指示により新たに発生した業務内容等の変更に伴う経費の増減については、市を負担者としています。市の指示に伴う減収については、過去においても市がリスク分担していることを踏まえて、双方協議の上、決定してまいります。</p>
--	--

注1：浜田市〔施設名：サン・ビレッジ浜田〕指定管理者募集要項に基づき、令和3年8月6日（金）から 8月18日（水）までに提出された質問に対して回答するものです。

注2：質問内容は、原文のまま記載しています。

注3：質問の順序は項目ごとに編集して記載しているため、質問者ごとの並びにはなっていません。

## 【資料1】

## サン・ビレッジ浜田委託料一覧

単位 (円)

項目	内容・実績	委託費	
		令和元年度	令和2年度
自家用電気工作物点検	月次点検1回/月 年次点検1回/年	317,520	323,400
消防設備点検 防火対象物定期位点検	機器点検1回/年 総合点検1回/年	71,500	71,500
機械警備装置	通年	163,250	165,000
日常・定期清掃	トイレ1回/日 床洗浄4回/年 ガラス清掃4回/年	360,000	360,000
浄化槽維持管理	毎月	396,000	396,000
外トイレ汲み取り	4回/年	31,350	62,700
浄化槽法定点検	1回/年	11,000	11,000
樹木等管理業務	適宜	自社	自社
スケートシーズン開始時点検整備	1回/年	1,760,000	1,760,000
スケートシーズン終了時点検整備	1回/年	75,600	88,000
島根県フットボールセンター運營業務	通年	3,009,750	2,893,875
地下タンク漏洩検査	1回/年	66,000	66,000
有線放送聴取	1回(半年)/年		50,160
高圧ガス保安検査	1回/年		34,000
合計額		6,261,970	6,281,635

## 【資料 2】

前回指定管理者：指名（平成 24 年度～平成 28 年度）

（単位：円）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
提案された 指定管理料	7,468,000	7,468,000	7,468,000	7,468,000	7,468,000
指定管理料実績	7,030,305	6,393,091	7,178,652	6,740,372	7,022,986
補助金実績	6,060,000	7,318,092	7,511,000	7,955,000	7,667,000
指定管理料と 補助金実績額	13,090,305	13,711,183	14,689,652	14,690,372	14,689,986

指定管理料とは別に補助金を支払っています。

現在指定管理者：公募（平成 29 年度～令和 3 年度）

（単位：円）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
提案された 指定管理料	15,498,000	15,498,000	15,498,000	15,498,000	15,498,000
指定管理料実績	15,498,000	15,498,000	15,641,500	15,785,000	15,785,000

指定管理料に修繕料も含む（修繕料：500,000 円）

令和元年度から消費税の増税に伴い指定管理料が増額となっています。

## サン・ビレッジ浜田の利用料収入内訳

(単位：千円)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
スケート場	5,000	5,400	5,800	6,800	6,800
サッカー フットサル	2,900	3,000	3,000	3,000	3,000
ミーティング室 シャワールーム	100	100	200	200	200
合 計	8,000	8,500	9,000	10,000	10,000

スケート場の利用料収入については、新型コロナウイルス感染症により、令和 2 年度の利用料収入が約 470 万円で、大幅に減額となりました。

新型コロナウイルス感染症の終息も見通しが立たない状況や、冷凍機を更新して存続するのか、用途変更するのか現時点で確定していないことから、現状のままとして、5 年の利用料収入を見込んでいます。

また、スケート場については、新型コロナウイルス感染症の終息を見据え、徐々に利用料収入が増えるものと想定し、令和 7 年度、令和 8 年度は、平成 30 年度、令和元年度の利用料収入をもとに算定しています。

サッカー・フットサルについては、大きな変動はないものと判断しています。

ミーティング室、シャワールームについても、大きな変動はないものと判断しています。

No.	質問内容	回 答
9	<p>質問6に対する回答について質問です。スポーツ広場単体での収支を見ると、光熱費、人件費他の費用に対し利用料収入は3割程度だと思ふ。質問6は、利益が出ているわけではない市の施設で、成果報酬的な支払いをする余裕はないのではないか（それができるなら指定管理料を削減できるのではないか）という質問でしたので質問内容に対する市の考え方を回答ください。</p>	<p>JFAスポーツマネージャー等の有資格者(以下、「有資格者」という。)を配置するため、現指定管理者が島根県サッカー協会と契約をしています。成果報酬的な部分は、スポーツ広場の利用を促進するためには有効と考えます。</p>
10	<p>質問6に対する回答について質問です。JFAスポーツマネージャー等の有資格者等を配置する場合、スポーツ広場について現行の契約内容を踏襲する必要はないとある。スポーツ広場の管理について①JFAスポーツマネージャー等の有資格者等が必要な理由（JFAスポーツマネージャーの資格が無いと行えない業務内容は何か）と、②資格者を配置する場合に現行の契約内容を踏襲する必要がない理由を示してください。</p>	<p>①サン・ビレッジ浜田スポーツ広場は、平成23年度に日本サッカー協会が行う都道府県フットボールセンター整備助成事業を活用して改修を行い、フットボールセンターとして認定されました。フットボールセンターは、有資格者を配置することが要件となっていたため、有資格者を配置しています。 ②フットボールセンターの要件として有資格者の配置が求められているものであり、必ずしも島根県サッカー協会と契約する必要はないためです。ただし、県内の多くの大会は島根県サッカー協会が主催又は共催しており、利用促進にあたっては島根県サッカー協会と連携して行う必要があります。</p>
11	<p>業務仕様書P.39 1、(1)オ 「市は、スポーツ広場の利用促進を図るため、浜田フットボールセンターを設置しております。運営に際しては、JFAスポーツマネージャーの資格等の有資格者を配置して行ってください。」とあります。浜田フットボールセンターについて①浜田市の運営する組織ですか？②組織や運営に関する条例等の規則があれば示してください。③サンビレッジ浜田の指定管理業務にサンビレッジ浜田条例に無い浜田フットボールセンターの運営業務が加わった経緯と当時の市民、議会、指定管理者等への説明内容を示してください。</p>	<p>①市の組織ではなく、日本サッカー協会から認定を受けたスポーツ広場の名称です。 ②条例等はありません。 ③サン・ビレッジ浜田スポーツ広場は、平成23年度に日本サッカー協会から助成を受けてグラウンド改修を行いました。本助成の条件がフットボールセンターの運営であったためです。市議会等に対しては、助成を受けて整備すること以外の説明はありません。</p>

質問内容及び回答の8について質問いたします。欄外下「注2：質問内容は原文のまま記載しています。」とあります。質問原文は以下【】内であり、赤字下線部分が編集され、公表されたものは原文のままではありません。①編集した理由と②それを原文のまま記載していると公表した理由、③「その認識でよいか」という質問に対する回答、④計画では令和5年に屋根付き広場に用途変更なのに、指定管理期間の半分以上を占める変更後の用途について、その想定収支と業務仕様書を示さずに募集し、令和5年に用途変更した場合、指定管理者は募集時（令和3年8月現在）に示されていない業務内容や人員配置に変更を迫られる可能性があることに問題がないと考える理由、⑤スケート場について、浜田市スポーツ施設再配置・整備計画どおり令和5年に用途変更する場合について想定収支、業務仕様書を示した上で、「人を呼び込む施設として検討し、スケート場として存続する可能性がある。」とすべきではないのか。①～⑤について回答ください。

【令和6年、7年、8年もスケート講師、交通費、謝金が計上されている。一方、浜田市スポーツ施設再配置整備計画では急激な利用者の増加がなければスケート場は屋根付き広場へ用途変更となっており、屋根付き広場に変更した場合、収入も支出も大きく変わるため収支想定を並行して示さなければならない。収支想定や業務内容について、スケート場のみを示すということは、冷凍機を更新し、条例通りの期間スケート場を運営することを前提としての募集としか受け取れないが、その認識でよいか。指定管理期間中に屋根付き広場へ変更する可能性があるならば、そのこと（浜田市スポーツ施設再配置・整備計画上の用途変更）についての説明無く募集するというのは不備であり、あり得ない。どういう理由で屋根付き広場に改修の場合に触れていないのか、回答ください。】

①②ご指摘の部分が欠落しておりましたので、お詫びして訂正いたします。

③今回の公募については、スケート場の運営を想定していますが、冷凍機の更新及び条例通りの期間の営業を確約するものではありません。

④募集時に示されていない業務内容や人員配置の変更を迫られる可能性があることについてはリスクがあると考えますが、これに対してはリスク分担に応じて適切に対応します。

⑤現時点で用途変更する場合の想定収支、業務仕様書についてはお示しできません。指定管理期間中の用途変更の可能性については、募集要項1ページに記載しております。

13	<p>令和5年に浜田市スポーツ施設再配置・整備計画どおり用途変更した場合、指定管理者は募集時（令和3年8月現在）に示されていない業務内容や人員配置に変更を迫られることになる。利用料収入、費用、人員配置が変更になる可能性があるということであり、経営や雇用内容に大きな影響を与えるため、これらの内容は応募するかどうかの判断に必要である。市としての想定収支と業務内容の説明が無ければ応募者は困るので、用途変更する場合の想定収支と人員配置等を含む業務仕様書を示した上で、募集期間を延長して下さい。収支は想定なので示せるはずで、業務内容も示せるはずです。</p>	<p>用途変更後の施設の整備方針は決定していないので、収支を想定できないため、現在のアイススケート場が継続する想定で公募しています。募集期間も変更の予定はありません。</p>
14	<p>収支想定から、スケート場の利用料収入は冷凍機が故障する前（年間1万人以上）を見込んでいないが、①指定管理期間5年間、スケート利用での募集としながら、冷凍機は現状（故障）のまま、近年と同じく条例通りの期間開場できないまま続ける前提ということか。②指定管理期間中に冷凍機が故障し運転できなくなった場合、冷凍機を更新するのか、スケート場を廃止し用途変更するのか。</p>	<p>①現状の営業を続けることを想定しており、営業期間についても現状を加味しています。 ②指定期間中に冷凍機が故障した場合は、状況を踏まえて、市と指定管理者で協議の上対応を判断します。</p>

注1：浜田市〔施設名：サン・ビレッジ浜田〕指定管理者募集要項に基づき、令和3年8月6日（金）から 8月18日（水）までに提出された質問に対して回答するものです。

注2：質問内容は、原文のまま記載しています。

注3：質問の順序は項目ごとに編集して記載しているため、質問者ごとの並びにはなっていません。